

淡路市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、淡路市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第4条第2項に規定する広告の範囲その他必要な広告掲載の基準を定めるものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告媒体ごとの基準)

第3条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

(規制業種又は事業者)

第4条 次の各号に掲げる業種又は業者の広告（以下「広告等」という。）は掲載しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業及び青少年愛護条例の規定により制限される業種

(2) 風俗営業類似の業種

(3) 貸金業の規制に関する法律第2条第1項に規定する貸金業

(4) たばこに関するもの

(5) ギャンブルにかかるもの

(6) 社会問題を起こしている業種や事業者

(7) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの

(8) 占い、運勢判断に関するもの

(9) 興信所、探偵事務所等

(10) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの

(11) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの

例：廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく市長の許可を取得せず、違法に廃棄物の処理を行うもの（不用品を買い取る又は無料で引き取るとしている場合において、別途輸送費・作業代などを要求し、実質的に処理料金を徴収するものも該当する）

(12) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更正手続中のもの

(13) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団、その他反社会的団体及び特殊結社などの構成員がその活動のために利用するもの

(14) 都道府県知事又は市の許認可を受けていない、届出をしていないなど各種手続きを行っていない社会福祉施設等

(15) 市の指名停止措置を受けているもの又は淡路市競争入札参加者指名停止要綱に該当する行為を行ったもの又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る）を受けているもの

(16) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(17) 法人等においては、企業の基本情報が開示されていないもの（正式名称、本社所在地、代表者名、従業員数、資本金、組織、経歴、業務内容等）

(18) 各種法令に違反しているもの

2 既に広告等を掲載中のものであっても、前各号に規定する業種又は業者に該当するに至った場合も同様とする。

(掲載基準)

第5条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 性差別、性別による固定的な役割分担又は暴力的行為を助長する表現及び著しく性的感情を刺激する表現のもの
 - ウ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - エ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - オ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - カ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - キ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - ク 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
 - ケ 人事募集にかかるもの
 - コ 社会的に不適切なもの
 - サ 国内世論が大きく分かれているもの
 - シ 皇室関係の写真、紋章を使用したもの
 - ス 氏名、肖像など本人に無断で使用したもの、明らかに模倣、盗作などとみなされる表現のもの
 - セ アマチュアスポーツ選手や役員の氏名、写真、推薦文を使用したもの
 - ソ 国土地理院の地図を無断で使用したもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 誇大表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
例：「世界一」「一番安い」等（掲載に際しては、根拠となる資料を要する）
 - イ 射幸心を著しくあおる表現
例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等
 - ウ 虚偽の内容を表示するもの
 - エ 法令等で認められていない業種・商法・商品
 - オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - カ 責任の所在が明確でないもの
 - キ 広告の内容が明確でないもの
 - ク 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
 - ケ マルチ商法、催眠商法等の悪質商法とみなされるもの
 - コ 将来の利益を誇示したり、元本保証と認識されるような投資信託等の経済行為に関するもの
 - サ 自己の優位を強調するため、他の商品と比較する表現のもの
 - シ 過去5年間に公的機関・行政機関から悪質な行為により、指名停止などの行政指導を受けた悪質な企業の広告
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
 - イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
 - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (庁舎等の施設を利用した広告に関する基準)

第6条 庁舎等の施設を利用した広告の内容及びデザイン等が次のいずれかに該当するものは掲載しない。

- (1) 会社名、商品名を著しく繰り返すもの
- (2) 彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用するもの
- (3) 美観を損ねるような、著しく派手なもの及びくどいもの
- (4) 景観と著しく違和感があるもの
- (5) 意味なく、身体の一部を強調するようなもの
- (6) 著しくデザイン性の劣るもの
- (7) 意味が不明なもの等、公衆に不快感を起こさせるもの
(交通安全上の基準)

第7条 広告の内容及びデザインが次の各号のいずれかに該当し、交通事故を誘発する等、交通の安全を阻害するおそれのある広告は掲載しない。

- (1) 自動車等運転者の誤解を招くおそれのあるもの
ア 過度に鮮やかな模様・色彩を使用するもの
イ 信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれのあるもの
ウ 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの
- (2) 自動車等運転者の注意力を散漫にするおそれがあるもの
ア 読ませる広告及び4コマ漫画等ストーリー性のあるもの
イ ヌード、水着姿を表示し、著しく注意を引くもの
ウ デザインがわかりづらい等、判断を迷わせるもの
エ 絵柄や文字が過密であるもの
(業種ごとの基準)

第8条 広告媒体主管課は、掲載内容について、次に掲げる項目について検討し、判断するものとする。

1 語学教室等

語学教室等の広告は、習得の安易さ及び授業料並びに受講料の安さを強調する表現のものは使用しない。

例：1ヶ月で確実にマスターできる 等

2 学習塾・予備校・専門学校

- (1) 合格率の実績を掲載する場合は、実績年も表示するものとする。
- (2) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは掲載しない。

3 外国大学の日本校

下記の趣旨を明確に表示すること。

「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」

4 資格講座

- (1) 民間の講習業者等が行う資格講座は、当該資格が国家資格ではない旨を明確に表示しなければならない。
- (2) 資格講座を受講するだけで国家資格が取得できるような表現は使用してはならない。
例：「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」
- (3) 資格講座等の募集内容と、実際の講座の内容等に違いがあるもの（商品及び材料の売付けや資金集め等を目的としているもの）は掲載しない。
- (4) 受講費用等が公的給付でまかなえるかのように誤認される表現のものは掲載しない。

5 病院・診療所・助産所

- (1) 医療法第69条又は第71条の規定により広告が可能な事項以外は、一切広告できない。

- (2) 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならない。
 - (3) 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行ってはならない。
 - (4) 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される等、その効果を推測的に述べる内容のものは掲載しない。
 - (5) 写真については、当該医療機関が保有している医療設備、機器の写真等、医療に密接に関わるものは掲載しない。
 - (6) マークを用いることはできるが、そのマークが示す内容を文字等により併せて表記しなければならない。赤十字のマークや名称は自由に用いることができない。
 - (7) 不明な点は 洲本保健所へ確認する。
- 6 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）
- (1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条又は柔道整復師法第24条の規定のより広告できる事項以外は、一切広告できない。
 - (2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。
 - (3) 法廷の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティシャン等）の広告は掲載できないため、業務内容の確認は必ず行う。
 - (4) 不明な点は洲本保健所へ確認する。
- 7 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療器具（健康器具、コンタクトレンズ等）
- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第66条、第67条及び第68条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。
 - (2) 広告を掲載する広告主等が、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課及び食品担当課並びに公正取引委員会で広告内容についての了解を得なければならない。
- 8 健康食品、保健機能食品、特別用途食品
- 広告を掲載する広告主等は、業者所在地を所管する地方公共団体の薬務担当課及び食品担当課並びに公正取引委員会で広告内容についての了解を得なければならない。
- 9 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等
- (1) サービス全般（老人保健施設は除く）
 - ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いてはならない。
 - イ 広告主等に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
 - ウ その他サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。
例：淡路市事業受託事業者 等
 - (2) 有料老人ホーム
 - ア 前号に規定するもののほか、厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、同指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。
 - イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。
 - ウ 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示」（平成16年度公正取引委員会告示第3号）に抵触しないこと。
 - (3) 有料老人ホーム等の紹介業
 - ア 広告主等に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
 - イ その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。
- 10 墓地等
- 市長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。
- 11 不動産事業
- (1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。

- (2) 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。
- (3) 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。
- (4) 契約を急がせる表示は掲載しない。
例：早い者勝ち、残り戸数あとわずか 等
- (5) 開発許可や建築確認を受けていない物件のシリーズ広告・予告広告は掲載しない。
- 12 弁護士・税理士・公認会計士等
掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- 13 旅行業
 - (1) 登録番号、所在地、補償の内容を明記する。
 - (2) 不当表示に注意する
例：行程にない場所の写真 等
- 14 通信販売業
返品等に関する規定が明確に表示されていること。
- 15 雑誌・週刊誌等
 - (1) 適正な品位を保った広告であること。
 - (2) 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること及び不快感を与えないものであること。
 - (3) 性犯罪を誘発・助長するような表現（文言、写真）がないものであること。
 - (4) 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。
 - (5) タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。
 - (6) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。
 - (7) 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。
 - (8) 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。
- 16 映画・興業等
 - (1) 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは、掲載しない。
 - (2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。
 - (3) いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。
 - (4) 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。
 - (5) 大多数の人が嫌悪感を抱くようなデザインは使用しない。
 - (6) その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。
 - (7) 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。
- 17 古物商・リサイクルショップ等
 - (1) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
 - (2) 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。
- 18 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織
 - (1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
 - (2) 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。
- 19 募金等
 - (1) 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。

(2) 下記の趣旨を明確に表示すること。

例：「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」

20 質屋・チケット等再販売業

(1) 個々の相場、金額等の表示はしない。

例：「〇〇のバック 100,000 円」等

(2) 有利さを誤認させるような表示はしない。

21 トランクルーム及び貸し収納業者

(1) 「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であることが必要。

(2) 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、下記の主旨を明確に表示する。

例：「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく“トランクルーム”ではありません。」等

22 結婚相談所等

(1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

(2) 業界団体等に加盟していること。

(3) 公的機関に認められた個人情報保護の保護体制を整えていること（一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークを取得している等）。

23 規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告

本基準第4条で定める規制業種に該当する企業による、規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、本基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。

24 その他、表示について注意を要すること

(1) 割引価格の表示

割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

例：「メーカー希望小売価格の30%引き」等

(2) 比較広告（根拠となる資料が必要）

主張する内容が客観的に実証されていること。

(3) 無料で参加・体験できるもの

費用がかかる場合がある場合には、その旨明示すること。

例：「昼食代は実費負担」、「入会金は別途必要」等

(4) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告

広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHSのみは認めない。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。

(5) 肖像権・著作権

無断使用がないか確認する。

(6) 宝石の販売

虚偽の表現に注意（公正取引委員会に確認の必要あり。）

例：「メーカー希望小売価格の40%引き」（宝石には通常、メーカー小売価格はない）等

(7) 個人輸入代行業等の個人営業広告

(8) アルコール飲料

ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること

例：「お酒は20歳を過ぎてから」等

イ 飲酒を誘発するような表現の禁止

例：お酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿等

附 則（平成19年1月25日市長決裁）

この基準は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成26年10月24日市長決裁）

この基準は、平成26年11月25日から施行する。

附 則（平成31年2月18日市長決裁）

この基準は、公布の日から施行する。